# 実地視察大学の概要

#### 〇課程認定を受けている学科等の概要

備考

大学名	道都大学			設置者名	学校法人 北海道櫻井産業学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の 種類・認定年度		免許状取得状況·就職状況 (平成24年度)			
学部	学科等	入学	免許状の種類	認定年度	卒業者数		午状 者数	教員
		定員				実数	個別	就職者数
	社会福祉学科		中一種免(社会)	平成13年度			6人	
学部		60人	高一種免(地理歴史)	平成13年度	55人	7人	5人	3人
		00人	高一種免(公民)	平成13年度	55人	/人	5人	3人
			特支一種免(知・肢・病)	平成19年度			7人	
美術学部	デザイン学科		中一種免(美術)	平成12年度			3人	
		40人	高一種免(美術)	平成12年度	29人	3人	3人	2人
			高一種免(工芸)	平成12年度			3人	
	建築学科	40人	高一種免(工業)	平成12年度	22人	10人	10人	2人
経営学部	経営学科		中一種免(社会)	平成17年度			0人	
			高一種免(地理歴史)	平成17年度			1人	
		120人	中一種免(保健体育)	平成20年度	89人	12人	9人	3人
			高一種免(保健体育)	平成20年度			11人	
			高一種免(商業)	商業) 平成17年度			1人	
	入学定員合計	260人		合計	195人	32人	64人	10人
	-「学部・学科等 $\sigma$	)名称等」	欄は 平成25年4月1日	理在の名称•完員	である			

<sup>・「</sup>学部・学科等の名称等」欄は、平成25年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人 数である。

### 教職課程実地視察大学に対する講評

実 地 視 察 日:平成25年7月10日(水)

実地視察大学:道都大学

実 地 視 察 委 員:佐藤弘毅委員,大坪治彦委員,関戸英紀委員

#### 【全般的事項】

〇教員養成に関する教育課程及び教員組織等について,教育職員免許法施行規則及び 教職課程認定基準等を満たしていない点があるので,制度を理解の上,速やかに是 正すること。

#### 【個別事項】

- 1. 教職課程の実施・指導体制(全学組織等)
  - ○教員養成に対する理念・構想が明確に示されている学部・学科等もあるが、明確に示されているとは言い難い学部・学科等も一部見受けられた。大学としての教員養成の理念を明確化し、その理念を具現化するために、今年度改編された全学組織である教職センターを十分に活用し、今後、教育課程及び教職指導体制の充実に努めていただきたい。なお、全体的に免許状取得者数が少ない学部・学科等が多い中で、教職課程をどのように維持していくか、学長のリーダーシップの下、教職センターを中心に御検討いただきたい。
- 2. 教育課程(教職に関する科目及び教科に関する科目), 履修方法及びシラバスの状況
  - ○「教科に関する科目」については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目の内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは、他学科又は共通開設の授業科目を充てることを可能としているが、2学科5課程において、科目区分の半数を超えて共通開設の授業科目を充てているように見受けられた。これらの課程については、教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。
  - 〇「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない授業科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うようにすること。なお、シラバスの記載内容及び記載方針を定め、法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにすること。

#### 3. 教育実習の取組状況

- 〇教育実習先について、学生の母校における実習が大半を占めている状況が確認された。教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。
- 〇学生が出身地の学校への就職を希望するなどの理由により、やむを得ず母校における実習を行う場合においても、実習校と連携し、大学が教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に大学の教職指導方針の説明を行うなど、学生への適切な指導、公正な評価となるように努めていただきたい。

#### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 〇教職指導は、履修指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各授業科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるように、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導することが必要である。教職指導体制を整え、学生に対して早い段階から、積極的にキャリア教育の支援、教職指導を行っていくように努めていただきたい。
- ○社会福祉学部社会福祉学科においては、特別支援教諭免許状と社会福祉関連の資格が同時に取得できるという特色があり、また、特別支援教諭免許状を持つ教員は教育現場においてもニーズが高いことに鑑み、今後、特別支援教育の環境・整備等の充実を期待する。
- 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況(学校現場体験・学校支援ボランティア 活動等の取組状況)
  - ○今後,教育委員会・学校と教員養成を担う大学との連携・協働による教員の資質能力の高度化が求められていること、また、教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要である。このことを踏まえ、定期的な情報共有のみならず、学生を積極的に学校ボランティア等に送り出すなど、大学側から地元教育委員会・学校に対して働きかけを行い、更なる連携・協働を図るように努めていただきたい。

#### 6. 施設・設備(図書を含む。)の状況

- ○美術や工芸・工業の設備について、整備・充実している状況が確認された。
- 〇教職関連の雑誌や図書については、十分に整備されているとは言い難く、教科専門、 教育学関連及び特別支援に関する図書等の教職関連図書について、配架状況を再度

確認し、教職を志す学生が必要な知識・最新の情報を入手することができるように、今後、充実に努めていただきたい。

## 7. その他特記事項

〇特になし。